友愛
発行所
友愛青年同志会
東京都文京区音羽町7の10
電話大塚（94）2801
編集兼発行人　水谷一雄
定価1部　16円

入会申込は直接本部までハガキで一報下さい
東京都文京区音羽七ノ一〇
友愛青年同志会

東北三県に派遣決る

移動文化班実現　編成も終る

七月二十日より四十日間

移動文化班の設置と地方派遣については、昨年よりその実施を期して準備を進めてきたが、このほどその設置と第一回派遣の決定をみた。今回の移動文化班は映画が主体となり、講演・地元青年との懇談会等を行うとともになっているが、現在本会各地方組織よりも、移動文化班派遣要請があり、又地方独自でも設置する気運があるので、第二回派遣の成果を検討し、映画以外のものも考慮しながら、移動文化班充実を計り、本会文化活動の強化を全国的躍進の一端を担うものとして期待される。

移動文化班の設置は先の常任幹事会で正式に決まったが、今回は映画を主体としたもので、構成は五名より成っている。派遣地については設置決定と同時に東北（岩手・青森・秋田）三県を決め、去る七月二日川手常任幹事を現地に派遣し派遣予定地の実情調査と現地当局との打ち合わせを行なって来た。

今回は特に文化施設にめぐまれない僻地の巡回が多く、僻地教育の実を上げることも考慮されており期間も七月一日より八月三十日までの四十日間の長期に亘っている。

派遣町村（〇）中は期日

（岩手県）
下閉伊郡田老町（七月廿一日）
同　小本町（七月廿二日）
同　岩泉町（七月廿三日）
同　大川村（七月廿四日）
同　小川村（七月廿五日）
同　安家村（七月廿六日）
同　久慈市（九戸郡山根村）（七月廿七日）
九戸郡山形村（七月廿九日）
二戸郡田部村（七月三十日）
同　姉帯村（七月三十一日）
同　浪打村（八月一日）
（青森県）
上北郡横浜村（八月三日）
下北郡田名部町（八月四日）
同　大畑町（八月五日）
同　風間村（八月六日）
東津軽郡奥内町（八月九日）
同　蓬田村（八月十日）
中津軽郡相馬村（八月十二日）
西津軽郡鰺ケ沢町（八月十三日）
同　深浦町（八月十四日）
同　岩崎村（八月十五日）
（秋田県）
北秋田郡二井田村（八月十七日）
同　真中村（八月十八日）
同　藤子村（八月十九日）
男鹿市増川（八月二十日）
同　椿（八月二十一日）
同　男鹿（八月二十二日）
同　樽沢（八月二十三日）
仙北郡田沢村（八月廿五日）
同　白岩村（八月廿六日）
同　西明寺村（八月廿七日）
同　桧木内村（八月廿八日）
東発七月二十日夜一東京着八月三十一日予定

夏季活動を展開せよ

説論

（一）

梅雨があけて、本格的な夏の季節に突入した。いよいよ夏期活動の準備段階から具体的な実行の段階に移るときが到来した。

本部はもとよりのこと、全国的に相呼応して夏期運動を活発に展開し、本会の目的を十分に社会に認識しめるよう鍵調すべきである。

本部では、昨年の平和の日ひき続いて八月一日（第一次世界大戦勃発の日）から八月十五日（第二次世界大戦終了の日）までを「平和旬間」としてとりあげ、従来ややもすれば、ともかく、ともかくと言って、ただ、ただ、ただ

憲法問題の焦点

多種多様な問題点

何時かは改正しなければならない？

衆議院民主党は去る七月四日参議院本会議に「憲法調査会法案」を上程し、清瀧民主党政調会長から提案趣旨の説明があった。占領下の昭和二十一年十一月三日公布翌年五月三日施行せられた新世界に冠たる"平和憲法"と呼称せられた日本国憲法も、今やここにその金字塔三カ条が、内閣に設置される審問機関によって、改めて全面的検討加えられる運ぶこなってきたわけである。憲法はいうまでもなく一国の基本法であり"法則の法"ともいわれる最高法規である。それ国民の権利義務を規定し、基本的人権の尊重を確保し、政治機構（司法行政立法の諸機関）を明らかにし、進んでは国の外交方針をも表示している。従って憲法問題は、これを観る立場、眺める角度により、あるいはまたこれを論ずるの立場とその主張によって、時には一国の対外政策上の問題として政治問題となり、又時には法規憲法学的な問題となるは無釈法学的な学術上の問題として論じられている。

例えば学者の例として再軍備問題、天皇元首論、参議院改革があり後者の例として、自衛隊違憲論、解散権、労働争議権、国会の国政調査権が問題になった。

去る二月の総選挙において、いわゆる革新勢力が衆議院議席の三分の一以上を獲得したことによって、第二次鳩山内閣の手では、憲法改正の発議を国会に対して行うことはできなくなった。しかし、政府は、憲法調査会設置法案を今国会に提出し現行憲法改正への憲法を明らかにしようとするものであり、これを擁護しようとするものの、それぞれの立場に立ってその主張を国民の前に展開している。

これに反し革新勢力は既に一年前から憲法擁護国民連合を結成、有田八郎氏や片山哲氏を代表に推して、傘下労組の他いわゆる進歩的団体を糾合し現行憲法擁護のために大国民運動を展開している。この擁護国民連合に賛成面から反対の立場に立つ学者グループがあるが、これは、神川彦松博士を中心に、十八年秋より蓑田胸喜博士、矢部貞治博士、大西邦敏大教授、田上穣治一橋大教授、星野豊都立大教授、村瀬真壽元法制局長官、田畑敬太郎大教授らが結成しているが、一体この憲法問題の焦点は何処にあるのであろうか。本会としてのこの問題に対する立場如何という問題の前に、改正を主張するものの理由、根拠は何か、擁護を主張するものの論拠は何処にあるのか。ここに本会常任幹事北川彦磨をわずらわして「憲法問題の焦点」を進展することにした。

北川彦磨は日本大学大学院で憲法学博士、

過去になった改正時期

憲法改正問題の発展段階

一、憲法改正問題の発展段階

日本国憲法改正問題は（一）憲法施行前後の時期（二）独立直後の時期（三）MSA、自衛隊問題進展の時期という三つの段階を経てきたと言われている。第一段階としては、当時の極東委員会より「日本国憲法改正問題は相現る両極端として激烈なる立場を画いているのである。学者といわず政治家といわず、事業主たると労働者たると問わず、そのどちらかでないものはないともいえるほどに国民運動として展開されているのが敗戦憲法の持つ運命的な現在図絵なのである。

かように憲法問題は、その改正問題を課題として、いわば現代的な国民的課題といえよう。しかるがゆえに、憲法改正に対する立場の是たると否たるとに拘らず、まだ将来争われるに至るであろうというべき問題点を把握し、その認識と理解を深めることは決して意義なしとしないであろう。

然るには、時代の中堅たる青年は特にその関心をこの問題に向けねばならない。憲法は今日の憲法であると共に次代の憲法でもあり子孫のための憲法でもあるからである。ところが、憲法改正をめぐっての論争もまることながら、その間題点も実に多種多様である。

警察問題営の実施如何、その主張はやまぬ論拠は？をはじめとして改正王統の法的諸問題、自衛隊合憲違憲の断定の基準は、といった問題、又、改正は如何なる範囲と内容まで許されるや、という限界点の論争等々。挙げれば問題は尽きない、浅学卑才のよく記し及ぶところではないが、以下各章を追って順次問題点に対する諸論争を紹介解説しつつ若干の意見を加えてゆきたい。さてここで、今回はその第一歩として憲法改正問題は発展段階を最近のそれに重点をおいて展望してみる。

注目される

売春等処罰法案

（売春等の処罰）

第一条　この法律で「売春」とは婦女が金銭を受け、又は受けようとして不特定の相手方と性交することをいう。

（売春等）

第二条　売春をした者又はその相手方となったものは、一万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2　常習として売春をした者は六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

（売春等の周旋等）

第四条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　売春の周旋をした者。

2　売春を行う場所を供与した者。

3　常習として第一項又は前項の罪を犯した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

（売春をさせる行為）

第五条　婦女を欺き、若しくは困惑させて、又は親族、業務、雇用その他の特殊な関係を利用して売春をさせた者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（売春施設の経営又は管理）

第六条　営利の目的で、売春を行なう場所を供与することを主たる目的とする施設を経営した者は、一年以上十年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処する。

2　営利の目的で経営される前項の施設を管理した者は、五年以下の懲役または三十万円以下の罰金に処する。

（売春をさせる契約）

第七条　婦女に売春をさせることを内容とする契約の甲乙双方は、五年以下の懲役または三十万円以下の罰金に処する。

（賃金等の供与）

第八条　情を知って、営利の目的でされる前条第一項の施設の経営に要する資金、建物その他の財産上の利益を供与した者は五年以下の懲役または三十万円以下の罰金に処する。

（両罰）

第九条　法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前三条の罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（併科）

第十条　第三条第二項又は第四条から第八条までの罪を犯した者に対しては、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

2　婦女に売春をさせた者等の処罰に関する刑令（昭和二十二年勅令第九号）は、廃止する。ただし、この法律の施行前にいまだ刑令に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なお、その効力を有する。

理　由

風紀のびん乱を防ぎ、婦女の基本的人権を擁護しもって健全な社会秩序の維持に寄与するために、売春等の行為を処罰する法律を制定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

甘い夢をすてよ

ブラジル移民問題を語る

南米移民問題については、最近いろいろと論ぜられ、認識をなげいるが、現地の実情に対する認識不足がこの促進に大きな障害となっていることに鑑み各大学に南米研究会が設けられ本格的な研究とその対策が講ぜられるようになったことは、今後の移民問題解決に大いに期待されるところである。

これについて特にブラジル移民についてブラジル中央新聞東京支局長の鈴木労雄氏は次のように語っている。

各大学の研究会がたくさんできつつあるが、これらを一本にまとめて大きな組織とする必要もあると思う。私の所には連日のような団体や各個人から色々な照会が来ている。大学当局から詳細に説明出来る講師を派遣するようなことも、たゞ今考慮中である。私は大学を出てから約二十年間ブラジルにいて、あちらの民主主義の中で生活して来たが、日本の大学生は民主主義をはきちがえている者も多いようだ。大学を出たからという待遇意識で職を求めるのはよくない。社会に出たからには学歴を忘れて、ひとりの一人前の労働者の中に飛びこんで行くような心がけがほしい。そういう人ならどこへいっても必ず成功する。

日本は狭いが、ブラジルは、まだ沖次第ではまだまだ開拓できる今年は大学卒業者約七、八〇人派遣した。教員、農業その他あらゆる面で職を求めている。あちらでは教員（日本語）の口はまだある。

昨年大学を卒業した人だが、日本では思うようにいかない。あちらに行きたいが金がない。それで自動車の運転手をして金をためて、苦労してポルトガル語をマスターして今渡伯手続中である。こういうような人に援護としても落ちて紹介状を貰ら、結局タナからボタモチ式のよい夢をすることだ。

三、四年前、某酒大卒業生の五人があるところの銀行に就職したが酒は飲むし遅刻はするし、銀行側も将来の支店長クラスの人材として入れたわけだが、彼らの態度が悪いので「大学を出たら何になるか」といっていた。

全く残念である。

こんなことは今後なくして、まじめで有望な人を ブラジルに送りたいと思う。

友愛青年同志会支部規約準則

第一章　総　　則

第一条　本支部は友愛青年同志会○○支部と称し事務所を○○に置く。

第二条　本支部は会の目的達成のため支部連合会を補け、所属の地区を統括する。

第三条　本支部は○○（市・区・町・村・学校）に居住もしくは在籍する会員をもって構成する。

第二章　機関・役員

第四条　本支部に左の機関を置く。

（一）大会　（二）支部委員会

第五条　大会は本支部の最高決議機関であって所属の全会員をもって支部役員をもって構成し年一回以上支部長が招集する。

第六条　大会は所属会員の三分一以上の出席によって成立し議事は出席会員の過半数を以て決め可否同数の場合は議長が決定する。

第七条　大会は支部長・事務局長・会計・会計監査及び支部委員若干名を選出する。

第八条　大会は各役員を推薦することが出来る。

第九条　支部委員会は本支部を代表する執行機関として大会の決議を実行する。但し次の支部大会まで緊急の事項に関する決議権をもちその議決事項については大会に対し責任を負う。

第十条　支部委員会は支部長・事務局長・会計及び会計監査・支部委員をもって構成し支部長が招集する。支部委員会は構成員の二分一以上の出席によって成立し議事は出席者の過半数をもって決める。議長は委員の互選による。

第十一条　支部委員会は本支部の会務を執行するため左の部門を設く。

一、○○　二、○○……（各部の部長は支部委員があたる）

第十二条　すべて役員の任期は次の年次大会までとする。但し再任を妨げない。

第三章　会　　計

第十三条　支部費は月額○円とし本部費支部連合費と共に納入する。

第十四条　支部の経費は支部費・支部援助金費・事業益金・カンパ資金をもってあてる。

第十五条　会計は支部委員会の承認を経て寄付金を受けることが出来る。

第十六条　本支部の会計年度は○月○日より翌年○月○日までとする。

第四章　統　　制

第十七条　会員であって統制保持に関する細則第三条にふれる行為のあった場合、支部委員会の議をへてその処置を本部統制委員会に申請しなければならない。

第五章　附　　則

第十八条　本規約は大会において出席会員三分の二以上の賛成がなければ変更することができない。

第十九条　本規約は制定の日より効力を生ずる。

しも一致するものではないばかりか、むしろ別個に憲法改正に対する種種の見解に加えて、本会の方向を示してきた。自由党の憲法調査会設置は一昨年十一月十七日の田・鳩山会談による鳩山派復党の条件としてであり、その点で極めて強い政治的意味を持つものであったが自由党とは時期を同じくして四月七日発足した改進党の所謂清瀬調査会、会長清瀬一郎氏を加えて積極的なものであった。これらは共に、時の政情を睨み合せた複雑な政治的含蓄を内蔵するものではあるが、いずれにせよこの調査会によって二つの保守政党＝現在の民主自由党＝はいちおう、全面的な憲法改正への態勢を持つに至ったということができる。

さて、この二政党に代表される憲法改正論議は主として他の陣営は、この期間とどのように進展し、どのような態勢をとっていたかまた自主憲法期成同盟とは何かということを次に一瞥しよう。

この第九条の解釈については、国際法的解釈を加えることの後に詳しく説明を紹介するとして、ともあれ歴代内閣は、自衛隊は「戦力なき軍隊である」とか、「軍隊にあらず」との態度に終始してきた。それと共に憲法改正問題に対しても吉田首相の「憲法改正は致しません」というきまり文句に明けくれしてきたのである。

以上要するに、従来争われてきた憲法論議は主として憲法第九条の戦力放棄・権力放棄規定の違憲問題にあり"憲法改正か否か"はそのまゝ"再軍備か否か"の争いであったのである。すなわちそれ等第九条のみに限定されその解釈論と共に、一国の対内外政策の再軍備の方向に集点が結ばれる多分に政治的な問題であった。ところが、昭和二十九年三月十三日発足した自由党の「憲法調査会」は「再軍備は致しません」と従って憲法改正は致しません」とする政府の態度とは必らず

過去になった改正時期

憲法改正問題の発展段階

一、憲法改正問題の発展段階

日本国憲法改正問題は（一）憲法施行前後の時期（二）独立直後の時期（三）MSA、自衛隊問題進展の時期という三つの段階を経てきたと言われている。第一段階としては、当時の極東委員会より「日本国憲法改正問題は相現る両極端として激烈なる立場を画いているのである。学者といわず政治家といわず、事業主たると労働者たると問わず、そのどちらかでないものはないともいえるほどに国民運動として展開されているのが敗戦憲法の持つ運命的な現在図絵なのである。

かように憲法問題は、その改正問題を課題として、いわば現代的な国民的課題といえよう。しかるがゆえに、憲法改正に対する立場の是たると否たるとに拘らず、まだ将来争われるに至るであろうというべき問題点を把握し、その認識と理解を深めることは決して意義なしとしないであろう。

然るには、時代の中堅たる青年は特にその関心をこの問題に向けねばならない。憲法は今日の憲法であると共に次代の憲法でもあり子孫のための憲法でもあるからである。ところが、憲法改正をめぐっての論争もまることながら、その間題点も実に多種多様である。警察問題営の実施如何、その主張はやまぬ論拠は？をはじめとして改正王統の法的諸問題、自衛隊合憲違憲の断定の基準は、といった問題、又、改正は如何なる範囲と内容まで許されるや、という限界点の論争等々。挙げれば問題は尽きない、浅学卑才のよく記し及ぶところではないが、以下各章を追って順次問題点に対する諸論争を紹介解説しつつ若干の意見を加えてゆきたい。さてここで、今回はその第一歩として憲法改正問題は発展段階を最近のそれに重点をおいて展望してみる。

注目される

売春等処罰法案

（売春等の処罰）

第一条　この法律で「売春」とは婦女が金銭を受け、又は受けようとして不特定の相手方と性交することをいう。

（売春等）

第二条　売春をした者又はその相手方となったものは、一万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2　常習として売春をした者は六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

（売春等の周旋等）

第四条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　売春の周旋をした者。

2　売春を行う場所を供与した者。

3　常習として第一項又は前項の罪を犯した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

（売春をさせる行為）

第五条　婦女を欺き、若しくは困惑させて、又は親族、業務、雇用その他の特殊な関係を利用して売春をさせた者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（売春施設の経営又は管理）

第六条　営利の目的で、売春を行なう場所を供与することを主たる目的とする施設を経営した者は、一年以上十年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処する。

2　営利の目的で経営される前項の施設を管理した者は、五年

評画映

美しい雰囲気と ヒューマニズム

「しいのみ学園」

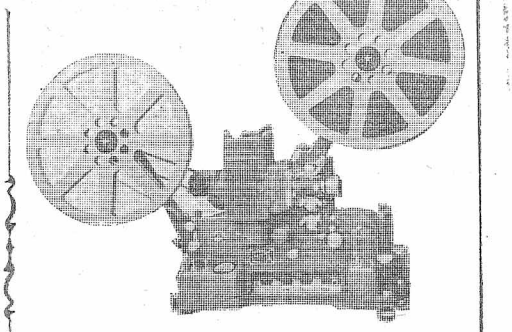

▼カットの写真は今度本会で購入した、エルモ（十六ミリ・トーキー）映写機SD一型
▼映写機は重量約五貫、電圧が九十乃至百十ボルト、音量が九十乃至百十ホン、即ち普通の電蓄級で上映可能なもので画面は極めて鮮明である。
▼この映写機にはガバナー（蓄流子電動機）がついているから増巾器がAP二百七十二型八球、最大出力二十ワット、マイクロックアップ付なので野外での映写にも適している。

大学教授の長男、次男が小児マヒに冒されて不具の身でありながら力強く野球やマラソンに加わって不幸な運命と闘うが、周囲の理解の無い冷い眼に絶えかねてついに学校をきらうようになる。教授は一時病院で彼らつぶやく。「科学子供達になんとかして苦しい思いをさせまいと努力するのだが冷い風から守ることは出来ない。二番目の息子がやはり小児マヒに倒れた時病院で彼は「どうしても愛情に限界はない」愛情だけが唯一の光明である と強く感じた彼はある日長男がいなくなったと聞いて学校へ駆けつけた。

原作は福岡学芸大学教授の山本三郎で特殊教学校の苦闘を書いたもので、パール・バック女史賞したもの、監督、脚本は、先きに「蜂の巣の子供達」や「忘れられた子等」等の異色ある作品を残した、清水　広、音楽と情景が見るものを感動させるのは「二十四の瞳」の成功と同じ、セリフが前半にやや難があるが全体としてまとまった演出感度を取っているのは殆ど、出演者は、宇野重吉、花井蘭子、山本教授奈良宗、長男に河原崎健三、学園の先生、女子大生奈良よし子と香川京子、女医に藤崎雪子他に劇団雲幕

×　×

筆者を恐れるあまりに小児マヒの一人一人が、映画の中では、その日暮しの生活に困るという親の、子供は見捨げられないったが、それだけでも幸せといえよう、今の私には資て食うのがやっとという毎日で、そんな中で子供は果して素直に育つであろうか、増して身体も大きい子供は一体どうしたら良いのか、施設にうれてやりたくても勿論そんな金は何処をとんなに頑張っても出ては来ない、無料の施設などとうであろうはずは無い。私達素人の夫婦にたった一つあるのは子供への純粋な愛情である。この愛情を一心に注ぎ込んでも、所詮人間であるなら、愛情だけではどうにもならない場合がある。愛情には限界が無い、しかし、限界の無い愛情でもどうにもならないのだ。子供が何か欲しいと親に訴える時、私は圧迫された苦しい気持で、不具なれば過重な愛を注いでも学校を過って助けてやるんだという希望に燃えた瞳を生かして、山から曾意、衣服まで売り払って隷や良き助力者達と努力しながら、同じような病魔に冒されている子供達を集めて、彼等が精神的な国辱なしに生長出来る学園を造る、子供達はこの「しいのみ学園」の中で闘い抜いて行く。子供の指導方法は子供達が教えてくれる、教授はじっと子供の姿を見つめる。

前半やもたつく感不具者の暗い影がいやらしく出す、ヒューマニズムと新鮮な美しい雰囲気の充溢した映画。

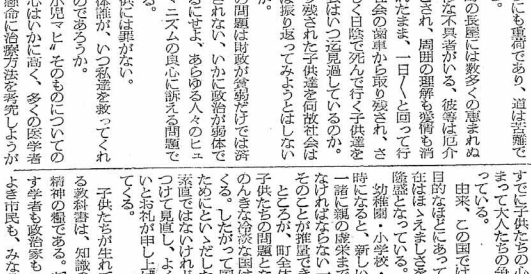

「二十世紀への断想」

微弱なる個我の存在

×××××××　尾崎蒼旻　×××××××

歴史の歩みは一つ一つの個人単位として進展するものではなく、又一つの民族はそのまゝ歴史の一時代を形成するものでもない。しかしながら二十世紀の半ばに立って過去の世紀を回想し、来たるべき半世紀への展望を試みることは実に興味深いものであろう。

過ぎ去った個人的生涯は、その精神生活と物的生活との隔たりにいたるまで、まさに過去半世紀における世界と日本との動きによって現実に規定されて来たのであり、残る生涯は来たるべき半世紀における世界と日本との在り方によって決定せられざるを得ないのである。しかし、この悲しい感覚の多い生涯のようでしかあり所以の原因と責任との一切を、世界の動きと在り方とに転嫁しようと欲するのではない。

世界の動きと在り方とを意識に上せて、それを客観の対象に据えるというのは、この対象に対して自覚と、なるまでを、それは人類の全運命とも対峙せざるを得ないところの個我のであり、世界史の全進展に対する立場とのうちに、一体的な世界史はやがて己れ自身の在り方を示すであろう。

その争闘が現世紀の後半期の全運命を規定するであろう、という印象の下に立っている。かくの如き世界史的展望と将来への展望とに対して、微小なる個我の存在はどう何を感じ何を思い何を想うであろうか。もしも微小なる個我の性格が、感傷的に情緒的であったとすれば、一切の個別的感慨に対して不適に類する感慨感を抱いだくことにもなるのである。

いまや第二次世界戦争を終って十年経過した現在世界は明白に相対する二つの陣営に分れ、分れつつある、そして人々はきびしく対立する、反撥する二大陣営の争闘のうちに、一体的な世界史はやがて己れ自身の在り方を示すであろう、その争闘が現世紀の後半期の全運命を規定するであろう、という印象の下に立っている。

かくの如き世界史的展望と将来への展望とに対して、微小なる個我の存在はどう何を感じ何を思い何を想うであろうか。もしも微小なる個我の性格が、感傷的に情緒的であったとすれば、一切の個別的感慨に対して不適に類する感慨感を抱いだくことにもなるのである。

すれば一切を客観の対象に据えるというのは、この対象に対して自覚と、なるまでを、それは人類の全運命とも対峙せざるを得ないところの個我のであり、世界史の全進展に対する立場とのうちに、一体的な世界史はやがて己れ自身の在り方を示すであろう、その争闘が現世紀の後半期の全運命を規定するであろう、という印象の下に立っている。

かくの如き世界史的展望と将来への展望とに対して、微小なる個我の存在はどう何を感じ何を思い何を想うであろうか。もしも微小なる個我の性格が、感傷的に情緒的であったとすれば、一切の個別的感慨に対して不適に類する感慨感を抱いだくことにもなるのである。

個我は個別的自由主義というが如きものに対してさえ、もしそれが単なるイズムであり、単なる政治的合言葉であるに限りは、警戒の念を抱いたであろう。所謂個我は如何なるものであるか、恣意的なもの、政略的、打算的なものを排除し、外的なる圧力と強制とを忌避することが二十世紀後半期における切実なる課題の一とするのではなかろうか。

個我は個別的自由主義というが如きものに対してさえ、もしそれが単なるイズムであり、単なる政治的合言葉であるに限りは、警戒の念を抱いたであろう。所謂個我は如何なるものであるか、恣意的なもの、政略的、打算的なものを排除し、外的なる圧力と強制とを忌避することが二十世紀後半期における切実なる課題の一とするのではなかろうか。

個我の性格が自律的に慈悲的で志ある全体的な慈悲にまで洗練化せしめずしては置かぬ世紀の動きを、個人的に、自己の理解に基づいて、その個我は精神的の緊意とする個我の動きを前にして、その個我は精神的の緊意を訴えざるを得ないであろう。微小なる個我の性格は多種多様であるが、それが感じ、問い、訴えるところも千差万別である。

しかし、個我の微小をもってしてなお且つ人類の全運命と対峙せざるをえない場合がありうることを意識するほどの個我が問題である故、それが感じ、問い、訴えるところも千差万別である。

しかし、個我の微小をもってしてなお且つ人類の全運命と対峙せざるをえない場合がありうることを意識するほどの個我が問題である故、それが感じ、問い、訴えるところも千差万別である。

微小なる個我の性格は理知的に分析的であったとすれば、一切の思想と理論と信仰とを動員して自己の個我は二十世紀に生を受けたことの証拠をなげき悲しむ。もしも微小なる個我の性格が理知的に分析的であったとすれば、一切の思想と理論と信仰とを動員して自己の個我は二十世紀に生を受けたことの証拠をなげき悲しむ。もしも微小なる個我の性格が理知的に分析的であったとすれば、一切の思想と理論と信仰とを動員して自己

理屈より「事実」を知れ

稲尾守峯

日本人一般に通ずる欠陥として、「事実」よりも理屈に興味をもつこと、事実を遮蔽に根据した上議論をする習慣のないことは反省することだと思う。政治上のことにしても、何よりも先ず事実を調べることが大切であるにも拘らず、とかく我国の政治家、官僚はその基礎視し、不確実な事実をもとにして議論をしたり施策を考える弊があるようにみえる。会議がとかく水掛論に終始し小田原評議的に陥り易いのもその為であり、施策がとかく机上プランに終って実施上予定の効果を挙げ得ないためである。われ〳〵は事実を軽視なる政治は事実の選択になければならぬ、事実を正確に選択し判断の資料を一般読者に提供することが新聞最大の任務である、それにも拘わらず、とかく新聞紙に掲載の報道に虚実がなく、事実の選択を粗末にして議論をしたり、意見を指しはさみなる傾向がある。

かゝる場合のみに限らず、日本人一般の物のゝ考え方そのものゝ中に深く根ざしているのではないだろうか、学者が学問をするにして、研究思索の対象とるべき事実を正確な資料に基いて究明することを怠って、とかく観念的な理論を弄ぶ習癖があるのである。

こうした欠陥は常日頃から先ず事実を見た上で物事を考える習慣がついていないために起るのであろう、このような進歩的欠陥があるのは教育の任務を事り学理を教えるにあると考える結果、頭から学理と教え込み理解させることのみに熱中する。先ず事実を与えて観察せしめ、かゝして把握された事実に関する智識を通して自ら学理を悟らしめることの重要性が教育方法として甚だ軽視されていた。民主主義政治を徹底するには国民として自ら考え、自らの判断によって、政治の運営に参加することが、最も重要な事であり、これが為には、先ず事実を知れ、事実を正確に選択し、これを基礎として、自ら学理を悟らしめることが、教育方法として甚だ軽視されていた。民主主義政治を徹底するには国民として自ら考え、自らの判断によって、政治の運営に参加することが、最も重要な事であり、これが為には、先ず事実を知れ、事実を正確に選択し、これを基礎として、自ら学理を悟らしめることが、教育方法として甚だ軽視されていた。

「事実」

矢野君を支部長に
福岡支部結成さる

本会結成以来遠く九州、福岡に在って友愛運動を展開していた矢野秀雄等のグループは、去る六月四日支部結成準備委員会を設けて以来、福岡支部結成のための諸準備を進めていたが、この程結成の運ぶこび手続も整ったので七月三日福岡市福岡経済専門学校講堂に会員及び来賓・関係者等多数出席して結成大会が開催された。まず潮谷君の開会の辞にはじまり、矢野準備委員長より結成までの経過報告があって、支部規約等の採択がありこれを決定、会長よりの挨拶、来賓挨拶及び各方面より寄せられた祝辞、祝電の披露があって、友愛の歌、万才を三唱して結成大会を終了、引続いて第一回支部大会を開催し支部員協力のもと本会の目的達成に全力を傾注することを誓い、支部役員選出等の七議案について討議が行われ、支部長に選出された矢野秀雄君より「今回の支部結成の意義を強調して本会の目的達成に全力を傾注するよう」熱く激励した挨拶があり、満水君の大会宣言を朗読をもって第一回支部大会は終了した。

【写真は福岡支部結成大会々場】

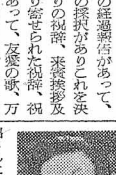
(矢野福岡支部長)

なお同支部の運動方針・事業計画は、第二回全国大会決定の本会の諸方針にもとづいて、支部組織の拡大と充実に重点が置かれ活動が期待される。次に支部役員は左の通りである。

支部長 矢野 秀雄
副支部長 和気 清次
会計 久良木作
監査 藤本 正夫
支部委員 山野 巧興
〃 本山 公和
〃 瀬戸 裕
〃 満水 康博
支部事務所 福岡市住吉横田町九四〇矢野方

〃友愛青年館〃生る
土井君(岡山県)の美挙

第一回全国大会に参加し、地方活動の強化を誓う、意欲的な計画を示していた岡山県児島市の土井昭道君は、その後同市を中心に着々と組織の拡大につとめていたが今般同君宅に「友愛青年館」を創設し、広く一般青年に開放するとともに宿泊の便をもはかることにしている。

この種施設の必要性は、前よりの関係当局および多くの人々が説いているところで、最近は、ユース・ホステルの組織や、〃浜の鳥〃運動等が具体的に論ぜられているおりから、本会地方組織のこのような実際的運動が注目される。

〃青少年不良化防止〃
映画と講演会を各地で開催
近畿大学支部が中心

関西支連準備会及び近畿大学支部では、学生の夏期休暇を利用、移動映画班を組織関西各地を巡回することになった。

これより先六月十四日近大鍵塚副支部長他二名が本部を訪ね、今回の催しに対する打ち合せ方々状況報告を行なった。

今回の催しは近畿大学映画班・県人会等と協力して行なわれるもので〃青少年不良化防止〃を主題として、和歌山・奈良・三重・兵庫の各県の主要都市で映画会及び講演会を開催するもので、特に本会の未組織地区に対しては組織化を計ることとなっている。

同班はまず六月二十日和歌山県田辺市におもむき、市公会堂において、映画と講演の夕を催したが、当日は特に市の社会教育課長、警察署長等も出席挨拶され、会場も満員の盛況で、関係者一同よい潮がるかるかどうという。確かにそうだともいえる。或は父、こんな線区あるいは特殊街の業者を保護するために、人間を売買し人間を物として取扱う営業権や生活権を認めることは到底納得できない現在、同法案の審議所は〃ほんの手をつけただけ〃で賛成の両派社会党を除いては各党とも完全として的確でははっきり決めていない。

〃党議決定はともかく、法案をウノにするかは本内容を検討して慎重にするかは本内容を検討して慎重に「議員の自由問題」(民主)とか「議員の自由問題として法務委員に一任」(自由)といった具合である。発起人の婦人議員は中心となって議員一人一人から法案賛成の署名を集めているが、これも難航しているといわれる。政府側では「政府の諮問機関たる売春審議会の結論を待ってから」としているが、どうやらこの慎重審議が結果的には法案流産に一役かうことになりそうである。ともあれ、売春を生む社会悪と戦いつづけることは勿論だが、まず売春と人身売買を犯罪だと考える我々の意思を法律の形で示すことが必要である。(北人)

〃青少年不良化防止〃
映画と講演会を各地で開催
近畿大学支部が中心

なお和歌山県では、他に新宮・御坊の両市において開催することになっているが都合によっては一旦大阪に引き返し改めて出直中に派遣開催することにしているので、今後の成果が大いに期待され、地方組織のこのような活躍によって本会の全国的躍進は一層拍車がかけられることになろう。

解説
焦点を取違えた反対論
売春等処罰法案

*売春等処罰法案は六月二十三日神近市子議員(左社)より提案されて以来、衆議院法務委員会(委員長世耕弘一=民主)で五回の審議を経ながら今回も一回に進展しない。今回も、というのは法案は、過去三度にわたって流産のうき目を見たいわくつきのものであるからである。ところが、最近鹿児島の「松元事件」=制服女学生の売春容疑事件=朝鮮さ現在組織部においては本年度組織活動方針にもとずき、その具体的組織方針を検討中であるが、特に既成組織に対する、内容充実と同地区内の連携強化をはかることに同時に、他の地区にも呼びかけを行なう。

金域にわたっても本会組織を拡大するため、支部結成の運動と

東信ブロック会議
本部役員が出席
長野県

歴史小説の風醸味は、世情や風俗を昔に返して幾百年の昔の中に自身を遊ばせるところにあるという。奈良平安の御代から源平、鎌倉、南北朝室町、安土桃山と戦乱の明け暮れに血潮で歴史の頁を塗りかえてきた我々の祖先にも、眺めてみれば〃今も尚〃と懐しまれるいいつかのものがある〃さび〃といい〃優雅〃といい、〃ものあわれ〃といい〃お互い持たざるものの心の温め合い〃といい、今の世には影もない。洵に、同じ血潮の流れを五体に持つ人間とは信じられないほどな、余にも現代的なやつではある。文明や物理の進歩はよう驚きはしない。男が女に変えられる手術すら異とされない世の中ではあるし、灰をかぶれば人間が死ぬ時代なのだから。どうにかと言の人に歴史的な教訓を考えることがある。人間の進歩は、馬鹿の進歩でもあると。国会といえば乱れ、官吏といえば汚職、大臣といえば贅沢、人といえば妻飯ということは、今も昔も変らぬ常識かもしれないけれど、それではあまりにもなさけない。旅客機や自動車に乗って、五十円の手紙で百万円を夢みている現代人を苦むした蕪湖の下の住人はせっかち笑っていることだろう。

ミスはやりの当今〃ミス優雅〃〃ミスターエビ〃など通して美人やそれ男や小男が自由自在に生産できないんだろうと不思議がられるほどな今の世には驚くことがなくなってしまった。けれど、それだけ

〃友聯社〃代表と懇談

第一回アジア青年問題懇談会

〃アジア青年問題懇談会〃は去る五月末健青年主催によって第一回会合が持たれたが、その時開催の申し合せがなされた、先般香港における有力な中国青年団体の二「友聯社」代表、胡、史、李、二氏が日本視察及び日本の青年団体との提携問題等のため来日したので、この機会に前記の三氏を招いて懇談することになり、七月一日午後二時より参議院会館第二会議室にて、日本健青会、日本青年団協議会、自由アジア協会、アジア協会、仏教青年会、日本学生文化連盟及び本会の代表が集まり懇談会が開催された。なお「友聯社」代表との懇談後、懇案になっている「アジア青年会議」開催についても種々意見の交換がなされ今後もこの問題について多くの団体と意見の交換を行うことになった。

帰郷運動今年も実施
学生部(東京)

学生部(東京)では先に幹部懇談会を開き、多大の成果を挙げて終ったが、引続き六月二十四日〃愛国心について〃の討論会を本部事務所において開き、質的充実に対する研究・学習活動を続けているが、なお、七月一十五日には学生部集会を開き、当面の活動を郷土運動と、移動文化班への協力に決め、九月以降、都内各大学に組織的な働きかけを行うことも合せて申し合せた。特に郷土運動については毎年行なうその成果も見るものがあるので、帰郷学生に対しては本部との連絡を密接にすることを要望し、本部でもその都度適切な指示をあたえることになった。

蚊・ハエ撲滅に
北海道・余市地区

北海道・余市地区では、このほど新年活動推進について討議を行なった結果、当面の活動として蚊ハエの撲滅運動を保健所と協力し実施することを決めた。

協力方法としては、同地区会員が交代で労力奉仕を行うとともに、指示板等を利用啓蒙運動を行う。

第六回総会開く
日本国際連合学生連盟

日本国際連合学生連盟第六回総会は来る七月十一・十二日の両日間、毎年恒例の夏期休暇を利用して、この間、日本学生部の連盟の強化、新年度の活動方針、学生部の活動方針、学生部の活動方針、学生部